

見附市告示第32号

見附市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を廃止する。

なお、関係図面は令和8年3月23日から3月31日まで見附市建設課において縦覧に供する。

令和8年3月23日  
見附市長 稲田 亮

供用廃止をする路線名及び区間 2路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
6106	上新田5号線	見附市上新田町2349-4	見附市上新田町2347-1	127.6
6107	上新田6号線	見附市上新田町2457	見附市上新田町2482-1	116.9

供用廃止日 令和8年3月31日